

## 男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への苦情の申し出にかかる処理要綱

### (目的)

第1条 男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）第18条第2項及び第3項に規定する県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下、「施策」という。）に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するため本要綱を定める。

### (苦情の申し出)

第2条 県民又は事業者は、知事に対し、施策に関して苦情を申し出ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法により、知事に提出するものとする。ただし、知事が当該方法による提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で申し出を行うことができる。

- 1 申し出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号
- 2 申し出の趣旨及び理由
- 3 他の制度を利用しての申し出等の状況
- 4 申し出の年月日

### (適用除外)

第3条 知事は、施策に関する苦情の申し出（以下、「申し出」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申し出については、対処しないものとする。

- 1 判決、裁決等により確定した事項
- 2 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- 3 議会に請願や陳情を行っている事案に関する事項
- 4 香川県男女共同参画推進条例に基づく香川県男女共同参画審議会委員の行為に関する事項又は香川県男女共同参画審議会の議事に関する事項
- 5 苦情の申出者が明らかでない事項

### (諮問)

第4条 知事は、申し出があつた場合は、申し出に係る施策の実施状況を調査するとともに、申し出についての意見及び必要と認めるときは申し出にかかる施策の改善方針（以下、「処理方針」という。）を取りまとめ、男女共同参画審議会会長に対し、処理方針について、男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の意見を取りまとめるよう要請するものとする。

### (審議への協力)

第5条 知事は、審議会が処理方針にかかる意見を取りまとめるに当たり、審議会から、資料の提出及び説明を求められたときは、これに協力しなければならない。

(処理)

第6条 知事は、審議会から、処理方針に対する意見表明があったときは、これを参考に、県としての処理方針を決定し、処理を行うものとする。

(報告)

第7条 知事は、申し出にかかる処理状況について、申し出を行った者及び審議会に対して報告しなければならない。

附則

この要綱は、平成14年5月17日から施行する。